

(要請の方法等)

第5条

第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。なお、「保全管理計画」に記載のため池の多面的機能の発揮に資する活動については、文書による要請を必要としない。

(1) 活動を実施する場所

(2) 活動の内容

(3) 前各号に定めるもののほか、災害の場合の被災状況など必要な事項

2 保全管理組織及び町は、添付の〇〇保全管理組織規約に定める「避難場所等及び情報連絡体制」（以下「情報連絡体制」という。）について、連絡方法などを相互に確認し、必要に応じて見直すこととする。また、災害時に支障をきたさないよう、随時、確認及び更新を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条

保全管理組織及び町は、連絡責任者を「情報連絡体制」の中で定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(ため池の管理)

第7条

保全管理組織及び町は、ため池を良好な状態に保つため、連携・協力し、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。なお、管理に当たっては〇〇県が定めている保全管理マニュアルや点検マニュアルに従って実施する。

- 1 ため池において、農業用水の確保、洪水流量の調整、地震に対する構造の安全性確保など、その機能が健全に保持できるよう良好な状態に保たれていること
- 2 ため池の操作について、その機能が損なわれないとともに、下流の安全が確保されるよう所定の操作を行うこと
- 3 ため池の良好な管理のため、日頃からため池の周辺の状況を把握すること
- 4 ため池の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を実施すること
- 5 釣りや遊泳等が予想される場合にあっては、危険表示するなど安全対策を講じること
- 6 豪雨、地震等が発生した場合に速やかに緊急時の連絡や緊急点検を行うための体制を整えること

- 7 ため池の堤体及び地山に漏水、変形等が生じている場合にあつては速やかに必要な措置をとること
- 8 特に警戒すべきため池について、日常点検・連絡体制を整え、適切に管理すること
- 9 上記を踏まえ、別に定める事項に取り組むこと

(実施計画)

第8条

保全管理組織が行う保全管理活動は、添付の「管理規程」に定めた条件を遵守した上で、「保全管理計画」に定めた活動について実施するものとする。

(労災補償)

第9条

第4条に基づく活動の実施により町の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は町の職員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第10条

第4条に基づく活動の実施に関し、損害が生じたときは、その賠償の責について保全管理組織と町で協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条

この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、保全管理組織と町で協議の上、決定する。

上記協定の締結を証するため、保全管理組織と町は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

なお、町保有の協定書には、ため池に係る土地登記簿、公図、相続関係説明図、戸籍謄本を添付するものとし、適切に保管するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇保全管理組織

住所 〇〇県■■町〇〇〇〇 〇〇-〇

代表 〇〇 〇〇 印

■■町

住所 〇〇県■■町〇〇〇〇 〇〇-〇

町長 〇〇 〇〇 印

参考 活用可能な資料の紹介

- [ため池管理マニュアル](#)
- [ため池の保全・管理活動事例集](#)
- [ため池の安全対策事例集](#)
- [ため池ハザードマップ作成の手引き](#)
- [農業水利施設減災管理手引き](#)
- [農業水利施設減災管理手順書【ため池】](#)

ため池の保全管理体制整備の手引き

平成26年7月

【お問い合わせ窓口】

農林水産省	農村振興局	整備部	防災課	03-6744-2210
	東北農政局	整備部	防災課	022-263-1111
	関東農政局	整備部	防災課	048-600-0600
	北陸農政局	整備部	防災課	076-263-2161
	東海農政局	整備部	防災課	052-201-7271
	近畿農政局	整備部	防災課	075-451-9161
	中国四国農政局	整備部	防災課	086-224-4511
	九州農政局	整備部	防災課	096-211-9111
沖縄総合事務局	土地改良課			098-866-0031